

沖縄県新型コロナウイルス等患者入院医療機関施設・設備整備
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額計算書

記入例

基本的には着色セルへ記入すれば仕入控除額は自動計算されるようになっています。自動計算結果が税務署への申告内容と異なる場合は、手入力で申告額を記入してください。

(円はすべて円)

住所	〇〇市〇〇番地〇〇		
医療機関名	医療法人〇〇会 〇〇病院		
代表者名	理事長 〇〇 〇〇		
交付年度	平成〇〇年度	確定額(報告額)	2,221,000

確定通知額を記入

本補助金以外の特定収入がある場合は追記して下さい。また、行が不足する場合は別紙にまとめ、本表の合計欄に合計額を手入力して下さい。

内訳	特定収入額	
	〇〇市〇〇番地〇〇 〇〇市〇〇番地〇〇 〇〇市〇〇番地〇〇 〇〇市〇〇番地〇〇 〇〇市〇〇番地〇〇	2,221,000
合計		2,221,000

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2)	課税資産の譲渡等の対価の額(付表2 ④)	3,240,000
	非課税売上額(付表2 ⑥)	108,000,000
	資産の譲渡等の対価の額(合計額)(付表2 ⑦)	111,240,000
	課税売上割合(%)	2.912621359
	特定収入割合(%)	1.957500815

原則、課税売上割合の端数は切り捨てず、自動計算結果の数値を使用して下さい(仕入控除税額に誤差が生じます)。

1 返還が生じない場合

③ 特定収入割合が5%を超えており、仕入控除税額について調整計算を行っている

↑ 該当する場合、ドロップダウンより選択して下さい。

- ① 免税事業者であり、消費税等の申告義務がない
- ② 簡易課税制度を適用し、みなし仕入率により仕入控除税額を計算を行っている
- ③ 特定収入割合が5%を超えており、仕入控除税額について調整計算を行っている
- ④ その他(選択した場合、以下に詳細を記入)

原則、①～③の理由に該当しなければ返還が生じます(④は例外)。

2 返還が生じる場合

① 課税売上割合が95%未満の場合

← 該当する場合、ドロップダウンより選択して下さい。

3 「返還が生じる場合」に該当する場合、以下の①または②の表を記入

「返還が生じない場合」に該当する場合、以下の表については記入不要です。

① 課税売上割合が95%未満の場合 (単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	1.957500815	課税売上割合(%)	2.912621359
国庫補助金等確定(報告)額	1,110,000	県補助金等確定(報告)額	2,221,000
消費税に係る仕入控除税額		確定通知額を記入	3,773
(うち、国庫返還相当額)			1,885
地方消費税に係る仕入控除税額			1,018
(うち、国庫返還相当額)			508
合計(県返還相当額)			4,791
(うち、国庫返還相当額)			2,393

② 課税売上割合が95%以上の場合 (単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	1.957500815	課税売上割合(%)	2.912621359
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
地方消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
合計(県返還相当額)			-
(うち、国庫返還相当額)			-

要県補助金等返還額	4,791
(うち、国庫返還相当額)	2,393

4 補足

個別対応方式による申告の場合、課税仕入の各配分額をご記入ください。

(一括比例配分方式による申告の場合は、記入不要です。)

	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分
金額			